

## 令和元年度第 1 1 回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和 2 年 2 月 12 日 (水)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎 2 階 会議室					
開会時間	1 3 時 3 0 分					
閉会時間	1 4 時 4 0 分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1 番	市川 春樹	出席	5 番	野口 孝志	出席
	2 番	糸田 雅樹	出席	6 番	竹内 友夏	出席
	3 番	井上 雅夫	出席	7 番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4 番	庄倉 三保子	出席			
	8 番	野口 龍馬	出席	14 番	頼田 洋子	欠席
	9 番	遠藤 宏明	出席	15 番	井上 武	出席
	10 番	恩田 真季	出席	16 番	田邊 元史	出席
	11 番	林原 敏夫	出席	17 番	作野 英明	出席
	12 番	池田 和雄	出席	18 番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	13 番	吉次 純一郎	出席			
	16 番	田邊 元史		17 番	作野 英明	
出席吏員	事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 小森 宏美 産業課課長補佐 本田 秀和					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について
第 3 号	農用地利用集積計画案の決定について
第 4 号	農用地利用配分計画の意見照会について
第 5 号	B 判定農地における特別委員会の判定結果について (資料別添)
報告事項	(1) 令和元年南部町標準農作業賃金について (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
その他	(1) 令和元年度第 12 回南部町農業委員会総会日程 (2) 農地利用最適化交付金に係る研修会の開催について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	芝田局長	ただいまより、令和元年度第 11 回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者は 14 番頼田洋子委員です。農業委員会等に関する法第 27 条及び農業委員会会議規則第 5 条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からご挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	—省略—

	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員は、16番 田邊元史委員、17番 作野英明委員、書記につきましては小森宏美書記をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	芝田局長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容については局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】</p> <p>番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 3,028 m<sup>2</sup> 計：田1筆 3,028 m<sup>2</sup> 合計：1筆 3,028 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人： 耕作面積：23,599 m<sup>2</sup> 譲受人： 耕作面積：5,371 m<sup>2</sup> 所有権移転、贈与</p> <p>番号2 土地の表示： 登記：田 現況：田 2,547 m<sup>2</sup> 計：田1筆 2,547 m<sup>2</sup> 合計：1筆 2,547 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人： 耕作面積：11,685 m<sup>2</sup> 譲受人： 耕作面積：25,092 m<sup>2</sup> 所有権移転、売買 10aあたり 円での売買でございます。</p> <p>番号3 土地の表示： 登記：田 現況：田 2,444 m<sup>2</sup>                   登記：田 現況：田 3,010 m<sup>2</sup>                   登記：田 現況：田 2,984 m<sup>2</sup> 計：田3筆 8,438 m<sup>2</sup> 合計：3筆 8,438 m<sup>2</sup></p> <p>譲渡人： 耕作面積：11,685 m<sup>2</sup> 譲受人： 耕作面積：36,283 m<sup>2</sup> 所有権移転、売買 10aあたり 円での売買でございます。</p>
	議長	議案第1号につきまして、番号2番を除いて質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	庄倉委員	1番についてですが、さんとさんのご関係を伺いたいのと、2番と3番で売買金額に差があるのは何か理由があるのかお尋ねします。
議長	2番と3番の件につきましては後程回答いたします。	

	お二人のご関係について提案者説明をお願いします。
局長補佐	お二人には血縁関係などはございません。他人同士の売買です。これについて地元委員の市川委員より補足説明をお願いします。
市川委員	補足説明をさせていただきます。さんの住所は ですが、集落の付き合いは です。さんは住所が になっていますが、元はで、さんの隣に住んでおられました。年齢もさんが2歳上で幼いころから親しくされていたようです。
庄倉委員	利用権設定でも良いように思えますが、なぜ所有権を移転されるのでしょうか。さんは現在もう農業はされておられないのでしょうか。
市川委員	もう少し詳しく説明させていただきます。さんは今 で機械組合の様なグループで地域の作業委託や利用集積をしております。大小合わせて10筆程利用集積をしており、そのグループでのリーダー的存在で、さんの名前で集積をしている状況です。数年前より膝を悪くされていて、私もずっと気に掛けておりました。なぜこの度所有権移転という形になったかと言いますと、さんも田を所有しています。3年ほど前にその隣の田を購入し、少し規模が拡大しました。さんとさんは知り合いですので、以前からさんが膝を悪くしたと言う話は聞いていて、農地についての相談はされてきました。この度、集落内である方が亡くなられ、その方に後継者がいない関係で、さんがその方の農機具を丸々引き受けたそうです。以前よりさんから相談があったこともあり、このタイミングで所有権移転の話が出たと言う事です。以上です。
庄倉委員	事情は分かりましたが、利用権設定ではなく、贈与で間違いありませんね。 選択肢として利用権設定はなかったと言う事ですか。
市川委員	利用権設定ですが、グループのリーダーになっていると言う事でさんの名前で集積をしておりましたが、メンバーには機械オペレーターなどもいると言う事ですので、今度の改正の時には利用権設定の名義は新しい方に代わります。さんの他にグループの方がおられますので、その内の誰かが名義人になります。さんも膝がかなり悪いようで、将来的に農作業が難しくなることを見据えて整理をされ、さんに贈与で所有権移転されたようです。
庄倉委員	3反もある農地を隣同士で仲が良かったからと言って、無料で贈与すると言う事に、どうしても違和感があったもので何度か質問をしました。本人同士の事ですので、双方ご納得の上でしたら結構でございます。
議長	利用集積をなぜしなかったかと言う事ですが、利用集積をして使用貸借の契約ですと、地権者の方が固定資産税と水利費と土地改良区の賦課金を払わなければならない、実質的には損が出てしまいます。でも私に相談がありまして、私からは利用集積を提案しましたが、それだと色々な払いをせねばならず、若い世代から「それならば売ってしまいたい」と言われたと言っていました。そういう事情を考えていかねばならないと思います。確か一昨年には の田で6反ほどのものが、親族ではない他人に贈与で所有権移転した事がありましたし、若い人の考え方はそうなっているのだと思います。地権者が若い世代になっていき、今後もこういった案件は度々出てくるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

		1、3番について、他にご異議ございませんか。
田邊委員		3番についてです。さんがさんへ売買された経緯と、2番との価格差について教えてください。
議長		私が相談を受けていますのでお答えしますが、2番との価格差については先ほど申し上げた通り、後程お答えいたします。 昨年、の農地をさんとさんで売買されました。その際に全部まとめて買って欲しいという話でしたが、すぐに全てとはいかなかったわけですが、その時の売買価格が10a当たり万円でした。現在に至って、改めてさんから10a当たり万円で購入してもらえないかという話になりました。さんは万円くらいにしてくれないかと、そう言った話し合いの中で、間をとって万円で双方が納得されたということです。万円はの田としては高いですが、連たんのまとまった田で8反半ほどありますので、これなら良いだろうと言う事で決まりました。ご住所も今はに変わっていますが、元はの方です。若い世代の方が使用貸借するよりも、売って欲しいと言われていたようで売買の契約になりました。にはまだまだ田はあります。無料でもなかなか難しい状況です。売り手はあるが買い手がない状態です。
田邊委員		分かりました。
議長		1番と3番についてご異議ございませんか。
一同		なし。
議長		無いようですので、議案第1号、1番と3番につきまして議決承認されました。 次に議案第1号2番に移りたいと思います。
議長		ご異議ございませんか。
田邊委員		お二人のご関係と、この金額になった理由について教えてください。
議長		こちらについても私が間に入っておりますのでご説明させていただきます。まず始めに、お二人は他人です。今までさんが牧草で利用集積をされておりました。さんも今の年齢で新たに農地を購入する事について、初めは要らないと言っていました。地権者のさんと協議した結果、今までも使用貸借で牧草を作っていたので、と言う事で、10a当たり万円に決まりました。で万円は高い額です。売り手はいても買い手がおられません。先ほどは8反半の連なった田だったため、この価格差が生まれたと言う事です。の田でも万円前後かなと、借りた方が諸々の払いもなく安いです。本当に農地の金額については見直しの時期が来ているなどと思っています。確認ですが、5条の転用とは別で考えて頂きたいのですが、本当に買い手がない状況です。農地の価格は下がっているのが現状かと思っています。
田邊委員		分かりました。
議長		2番について他にご異議ございませんか。
一同		なし。
議長		『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』全て議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条	議長	『議案第2号農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。

の規定による許可申請に対する許可について	議 長	提案者より説明をお願いします。
	芝田局長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきましては局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	<p style="text-align: center;">【 議案第 2 号朗読及び説明（議案書 4 頁）】</p> <p>番号 1  土地の表示： 登記：畑 現況：畑 835 m<sup>2</sup>  譲渡人：  譲受人：  契約種別：売買 用途：宅地 一般住宅</p> <p>この申請地は半径 500m以内に 等の公共・公益施設があり、かつ隣接の町道には上下水道管が 2 種類埋設されています。したがって、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は一般住宅用地で、事業目的からみた転用面積は適当であり、転用妥当と判断しての申請です。</p> <p>こちらは先月、農振除外の申請があった案件です。変更点は、譲受人が息子さんの さんからお父さんの さんになった点です。お父様が登記名義人になるという事です。お父様は同じ地区内にお住いの方です。売買価格ですが、こちらは農地としての利用とは異なりますので 10 a あたり 円と聞いております。坪単価 万円です。参考までに、 ができた当時は一坪 万円でした。</p>
議 長	<p>ただ今事務局より説明がありました。</p> <p>この件について本日現地調査を行っております。私も現地確認しておりますので、私の方から説明をさせていただきます。</p> <p>本日 9 時より、恩田会長、市川委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、田邊委員、井上武委員、作野委員、吉次委員、芝田局長、亀尾局長補佐、小森事務員の 11 名で現地確認に行きました。</p> <p>現地調査資料の 9 頁をご覧ください。申請地に○がしてありますが、のすぐ縁です。 が流れており、そこを町道が走っています。10 頁の公図をご覧ください。 の左側に水とあるのが です。実際は橋が架かっています。川の向こうに道と書いてありますが、そこから川の上に線を引いていただくと橋がかかった恰好になります。申請地ですが、現在は保安全管理をしている状態です。秋に草を刈った形跡がありました。11 頁以降をご覧ください。11 頁以降をいただければ分かると思いますが、転用目的は住宅の建設です。囲う周りのはり面ですが、下側にはかなりの段差があります。建設に際しては表土を少し取って、のり面を少し下げて建設しますが、L 型擁壁で西側と南側を囲うそうです。進入路は自動車の図が書いてあると思いますが、その上が進入路です。雨水は左側の 川に流すと言う事です。下水ですが、図面にあるようにすぐ前に がありまして、下水が まで来ているのでそこへ流します。10 頁を見て頂きますと申請地の下に とあります。ここは田で、今も耕作をされています。こちらは前回の農振除外の申請の際に同意書をとってあります。以上を総合的にみて転用妥当と判断しました。</p>	

		議案第2号についてご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』議決決定されました。
議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について	議 長	『議案第3号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。 提案者より説明をお願いします。
	芝田局長	農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 内容について局長補佐より説明いたします。
	局長補佐	【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書5～21頁)】  整理番号 19番～51番 設定を受ける者： 24名 設定をする者： 31名 設定をする土地： 68筆 計 93,907㎡  [農地中間管理権を取得する場合] 整理番号 345番～352番 設定を受ける者： 1名 設定をする者： 8名 設定をする土地： 19筆 計 21,415㎡  以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。 中間管理権を取得する案件につきましては、この次の議案で説明をさせていただきます。ご審議をよろしくお願い致します。
	議 長	ただ今説明がありました議案第3号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。
	田邊委員	30番と31番ですが同じ地権者が別の方に貸しておられる理由を教えてください。
	局長補佐	この30、31番は新規設定となっておりますが、実際は再設定の意味合いが強く、地権者の さんのお父さんが亡くなられて息子さんに名義が変わり、お父さんの代から利用権設定をしている さんと さんに引き続きお願いしたいと言う事で設定をされると聞いています。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	他にはご異議ございませんか。
	一 同	なし。
		議 長
議案第4号 農用地利用配	議 長	議案第4号『農用地利用配分計画の意見照会について』を上程いたします。

分計画の意見照会について		提案者より説明を求めます。
	本田 課長補佐	農用地利用配分計画（案）の意見照会について、このことについて、下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規程に基づき意見を求めます。 【農用地利用配分計画書の内容を整理番号ごとに朗読（議案書 22～24 頁）】。
	議 長	議案第 3 号につきまして提案者より説明がありました。質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、議案第 4 号『農用地利用配分計画の意見照会について』は議決決定されました。
議案第 5 号 B 判定農地における特別委員会の判定結果について	議 長	議案第 5 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者説明をお願いします。
	局長補佐	別添の資料をご覧ください。特別委員会による現地確認資料です。本日は に現地確認に行きました。1～10 番までです。
	議 長	では、井上武委員ご説明をお願いします。
	井上武 委員	本日の現地調査の最後に、先ほど市川委員より紹介があった 11 名で B 判定農地へ行ってまいりました。 の集落の手前下側です。道路縁から奥に広がっていますが、道路縁の方は笹が生えていたり、木が生えたり原野化しています。 の辺りが、杉を植えて 20～30 年は経過しているようなスギ林になっています。そこから奥の は山林ですし、 は笹や木などが生い茂っていて全体的に復元は不可能と思いました。B 判定が妥当ではないかと思えます。
	議 長	井上武委員から現地調査について説明がありました。議案第 5 号について質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので議案第 5 号『B 判定農地における特別委員会の判定結果について』原案通り議決承認されました。
5. 報告 (1) 令和元年南部町標準農作業賃金について (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	議 長	報告 (1) 『令和元年南部町標準農作業賃金について』及び (2) 『農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について』を一括上程いたします。提案者は説明をお願いします。
	局長補佐	議案書 25P をご覧ください。1 月 23 日に農作業標準労働賃金策定協議会を開催し決定しましたので報告をしたいと思えます。昨年から変更になったもののみ読み上げます。一般労務 6,560 円。時間当たり 820 円。昨年は 6,400 円、1 時間辺り 800 円でした。次に耕耘、圃場整備田 5,800 円。昨年までは 5,700 円でしたので 100 円アップです。畑 5,300 円。昨年は 5,200 円で 100 円アップです。次に機械田植、一般田 6,000 円。昨年までは 5,700 円で、300 円アップしています。圃場整備田も 6,000 円。昨年は 5,700 円でしたので、こちらも 300 円アップです。側上施肥は変わらず。除草剤散布 6,200 円。昨年は 6,000 円でこちらは 200 円のアップです。 本日の総会後にホームページで町民の皆さんも見られるようにしますし、3 月の広報なんぶでもお知らせする予定です。 次に (2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてご説明させていただきます。

		【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読 (議案書 26 頁)】
	議 長	この件について質疑を受けます。 何かございませんか。
	一 同	異議なし。
	議 長	無いようですので報告(1)『令和元年南部町標準農作業賃金について』と(2)『農地法第18条第6項の規定による通知について』の報告を終わります。
7. 令和元年度第10回農業委員会総会の日程について	議 長	令和元年度第12回南部町農業委員会総会は、令和2年3月10日(火)に開催します。
8. 閉 会	議 長	これにて令和元年度第11回南部町農業委員会総会を閉会します。
9. その他	議 長	その他と言う事で、先般の研修についての報告をお願いします。
	作野委員	農業委員会特別研修旅行についての報告。
	野口龍馬委員	農業委員会特別研修旅行の決算報告
	議 長	他にはございますか。
	局長補佐	農業委員会の活動記録簿ですが、1月～3月迄の様式をご用意しました。3月の総会の時に事務局まで提出をお願いします。
	議 長	他に何かある方はおられますか。
	一 同	無し。
	議 長	無いようですので、これで終了いたします。 この後、農地利用最適化交付金に係る研修会を開催しますので、皆様ご参加をお願いします。